青森県医療費適正化計画（第二期）実績評価の概要

1　計画の目的

高齢者の医療の確保に関する法律第９条に基づき、生活習慣病の予防を中心とした「県民の健康の保持の推進」と良質かつ適切な「医療の効率的な提供の推進」を図ることにより、医療費適正化の取組を進めるため策定した。
（計画期間）：平成25年度～平成29年度（５年間）

2　現状

一人当たり医療費の全国比較（平成28年度）

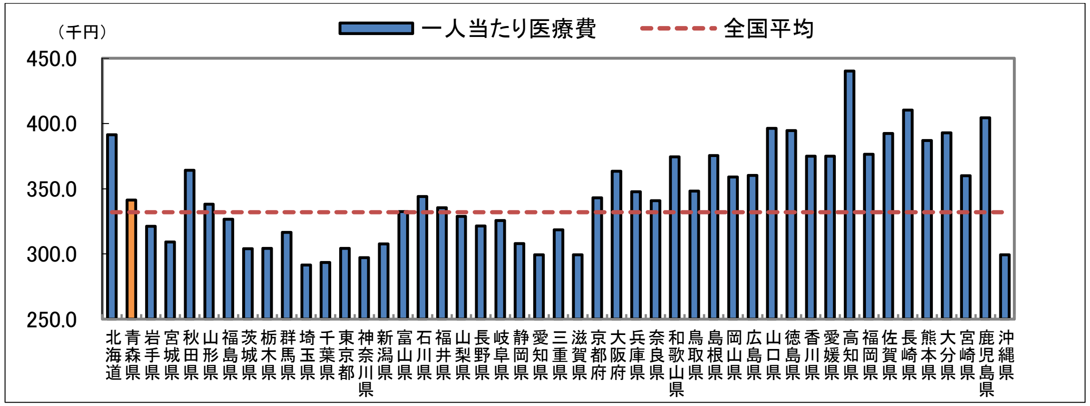

資料：国民医療費の概況

年齢調整後一人当たり医療費の全国比較（平成28年度）

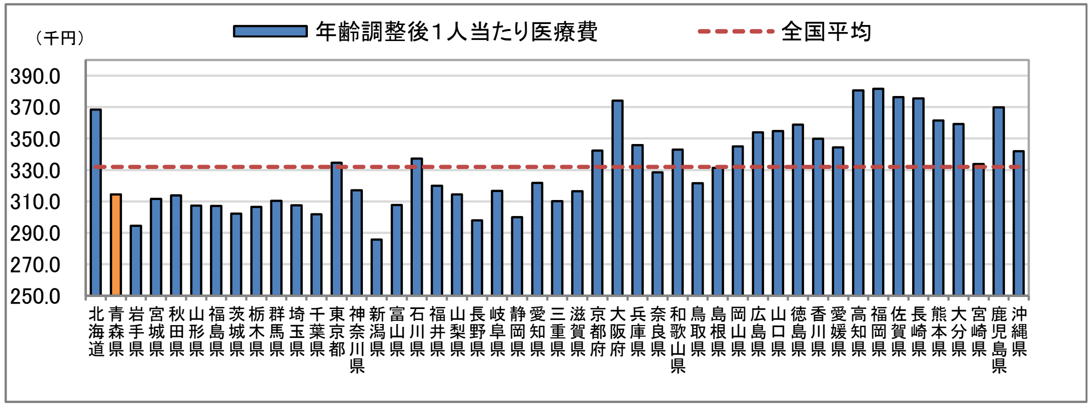

資料：医療費の地域差分析

一人当たり医療費の推移

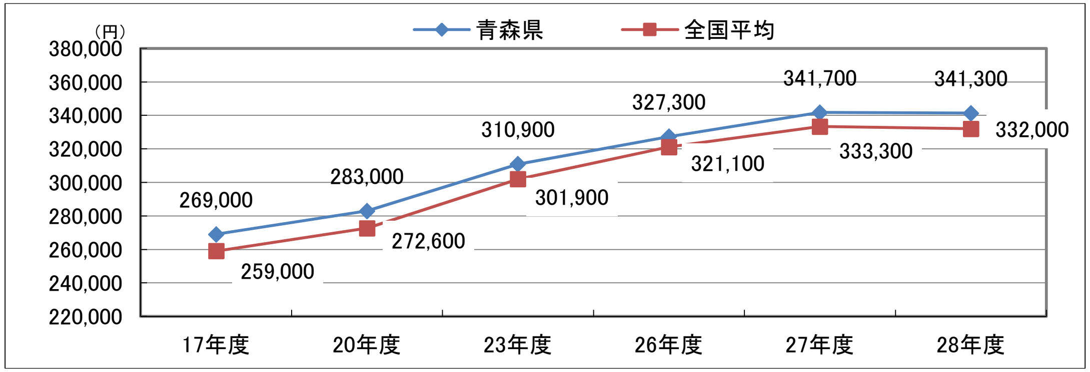

資料：国民医療費の概況

3　評価

平成30年度に「青森県医療費適正化計画に係る懇話会」から意見を求め、実績評価を行い結果を公表する。

4　目標・施策の進捗状況

（1）「県民の健康の保持の推進」に関する目標

項目	第二期当初	第二期目標（H29年度）	現状	目標達成に向けた主な取組
①特定健康診査の実施率	**40.7%（H25年度）** ・市町村国保　31.8% ・協会けんぽ　48.3% ・健保組合　84.1% ・共済組合　79.9% ・国保組合　27.5%	**68%以上（全保険者）** ・市町村国保　60%以上 ・協会けんぽ　65%以上 ・健保組合　90%以上 ・共済組合　90%以上 ・国保組合　70%以上	**45.7%（H28年度）** ・市町村国保　36.3% ・協会けんぽ　53.0% ・健保組合　86.0% ・共済組合　82.5% ・国保組合　31.3%	・普及啓発 ・集合的な契約の支援 ・人材育成 ・市町村への支援 ・データ等活用の支援
②特定保健指導の実施率	**22.9%（H25年度）** ・市町村国保　34.7% ・協会けんぽ　15.9% ・健保組合　73.8% ・共済組合　18.0% ・国保組合　0.1%	**45%以上（全保険者）** ・市町村国保　60%以上 ・協会けんぽ　30%以上 ・健保組合　60%以上 ・共済組合　40%以上 ・国保組合　30%以上	**24.1%（H28年度）** ・市町村国保　42.6% ・協会けんぽ　16.6% ・健保組合　81.9% ・共済組合　24.5% ・国保組合　0%	
③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	H20年度比　0.91%増加 （H20：25.7%⇒H25：26.2%）	H20年度比　25%以上減少 （H20：25.7%⇒H29：19.2%）	H20年度比　1.22%増加 （H20：25.7%⇒H28：27.5%）	・メタボに関する知識の普及啓発 ・栄養・食生活の改善及び身体活動・運動の推進
④喫煙防止対策	【参考】 ○成人の喫煙率（H22年度） 男性　36.1% 女性　7.9% ○施設内禁煙実施割合（H23年度） 例：教育・保育施設　92.0% 事業所　30%以下	【数値目標なし】 喫煙を習慣とする人の減少及び受動喫煙の防止を目指す	【参考】 ○成人の喫煙率（H28年度） 男性　34.9% 女性　11.5% ○施設内禁煙実施割合（H28年度） 例：教育・保育施設　97.7% 事業所　50%以下	・喫煙が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及啓発 ・受動喫煙防止対策 ・禁煙支援

（2）「医療の効率的な提供の推進」に関する目標

項目	第二期当初	第二期目標（H29年度）	現状	目標達成に向けた主な取組
①平均在院日数の短縮	全病床31.1日（H25年度） ・一般病床　19.0日 ・療養病床　104.8日 ・精神病床　232.3日	全病床31.5日以下 ・一般病床　19.6日以下 ・療養病床　103.9日以下 ・精神病床　249.6日以下	全病床30.2日（H28年度） ・一般病床　18.0日 ・療養病床　120.0日 ・精神病床　233.8日	・医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目ない医療が受けられる効率的で質の高い医療提供を構築するための施策や取組の推進 ・療養病床の転換について転換支援策や地域情報の提供と行うとともに相談支援体制を整備
②後発医薬品の安心使用促進	【参考】（H25年度） 〇後発医薬品の使用割合 50.6%	【数値目標なし】 患者や医療関係者が安心して使用することができるよう環境整備を図っていくことを前提とした後発医薬品の使用を促進する	【参考】（H29年度） 〇後発医薬品の使用割合 74.3%	・環境整備への取組、課題整理・方策検討、事業の支援

5　今後の課題と施策

今後は、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に向けた取組を加速する必要があります。

第三期計画においては、特定健康診査・特定保健指導等の実施、メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少、喫煙防止対策、後発医薬品の安心使用促進等に加え、生活習慣病等の重症化予防の推進、医薬品の適正使用の推進等の取組を新たに記載しています。

このような取組を、県内すべての医療保険者が参画する青森県保険者協議会と共有・協議しながら一層推進していきます。